

第1章 導入編

1 システムの利用にあたって

[1] システムの動作環境

本システムを動作させるために必要な PC の動作環境は以下のとおりです。

OS	██
CPU	██
メモリ	██
ハードディスク	██
光学ドライブ	██
搭載ソフトウェア	██
	██
	██
	██
	██
	██
	██
	██

[2] インストール

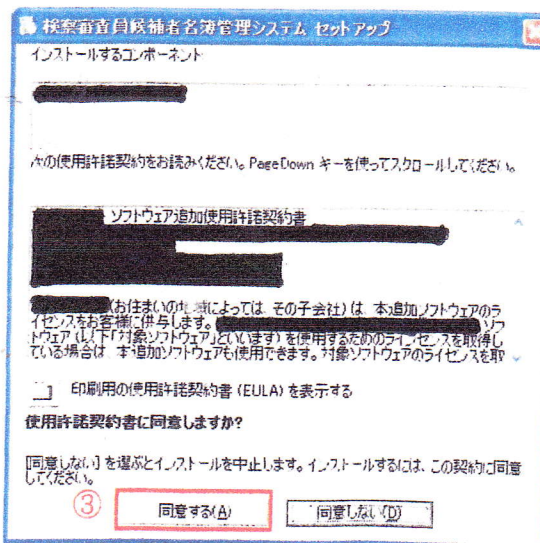
検察審査員候補者名簿管理システムをインストールする手順を説明します。
 インストールは、管理者権限のあるユーザー (Administrator) で実施してください。

(a) インストールを行う

- ① 検察審査員候補者名簿管理システムの CD-ROM を、CD-ROM ドライブに挿入します。
- ② スタートメニューの「マイコンピュータ」を選択します。
 「CD-ROM ドライブ(D:)」をダブルクリックし、CD-ROM に含まれるデータを表示します。
 「setup.exe」をダブルクリックします。
- ③ 検察審査員候補者名簿管理システム セットアップ画面が表示されます。
 「████████████████████」をインストールします。
 仕様許諾契約を読み、「同意する」ボタンをクリックしてください。



• 「████████████████████」が予め PC にインストールされている場合には表示されません。



第2章 業務編

1 業務運用にあたって

〔1〕 システムの流れ

本システムは、検察審査員の選定手続き管理業務を支援するシステムとして構築されました。

スタンドアロンのシステムとして開発され、選挙管理委員会から受領する「候補者予定者名簿」、最高裁判所から受領する「候補者名簿」および名簿調製年ごとに作成される「マスターデータ」と連携を行います。

業務を運用するには、検察審査員名簿調製を行う名簿調製年のマスターデータが登録されていることが前提となります。

マスターデータとは、集約庁、検察審査会、選挙管理委員会のデータを指しており、名簿調製を行う年を通して変更されることはありません。

マスターデータは、最高裁判所で作成され、集約庁に配布されます。最高裁判所より、マスターデータを受領したら、マスターデータの登録を行ってください。(マスターの登録方法について、「第3章 2 マスターの管理」をご参照ください。)

マスターデータを登録後、業務を行います。

業務の流れは、「員数の割当」、「候補者名簿の調製」、「候補者の資格審査」、「審査員・補充員の選定」の順で行われます。

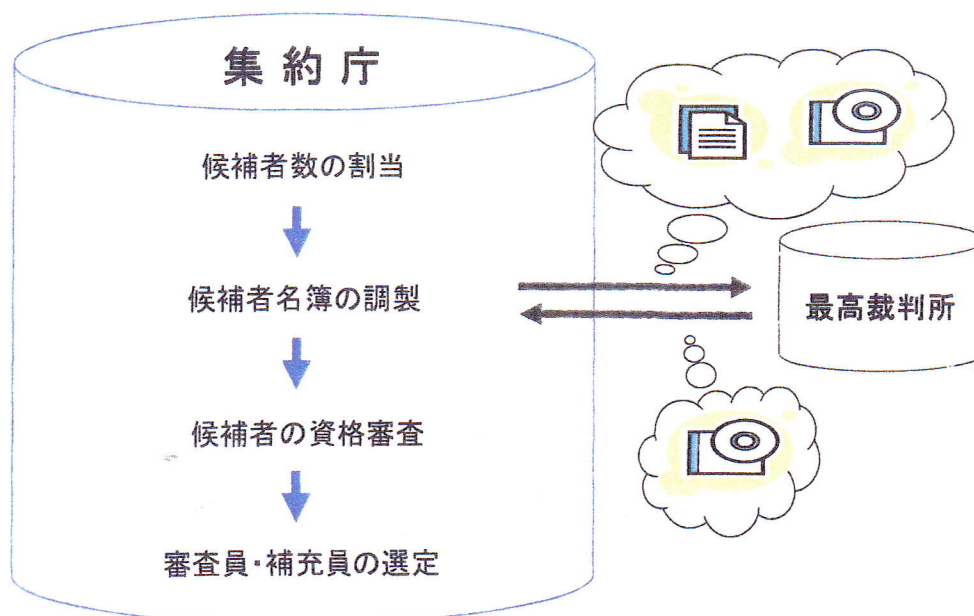
「候補者名簿の調製」では、選挙管理委員会から受領する「候補者予定者名簿」から作成した、「候補者予定者名簿ファイル」を最高裁判所に送付します。

最高裁判所では、集約庁から受領した「候補者予定者名簿ファイル」を結合し、「候補者名簿ファイル」を作成します。

集約庁は、最高裁判所から「候補者名簿ファイル」を受領し、「候補者名簿」を調製します。

以降「候補者の資格審査」、「審査員・補充員の選定」業務を行います。

各種業務の詳細については、「第2章 2 候補者数の割当」以降をご参照ください。



本システムで登録された検察審査員候補者、検察審査員・補充員、名簿以外のデータには、データの保存期間が設定されています。

検察審査員候補者は第4群の任務終了日(翌年4/30)から1年以下、検察審査員・補充員は第4群の任務終了日(翌年4/30)から5年以下、名簿以外のデータは名簿調製年の(翌年4/30)から5年以下の保存期間がそれぞれ設定されています。

保存期間を過ぎたデータが本システムに存在する場合、本システムログイン時に削除処理を行います。詳しくは、「第5章 2 データの保存期間」をご参照ください。

〔2〕 システムの画面構成

本システムの画面構成は、大きく分類し、ヘッダー部とメイン部から構成されます。画面右上の「×」及び「システムの終了」アイコンをクリックすると、バックアップデータを取得し、本システムは終了します。

また、本システムの画面構成は、画面の分類により構成が多少異なります。ここでは、メインメニュー画面、サブメニュー画面、業務画面の3画面について画面構成を説明します。

(a) メインメニュー画面

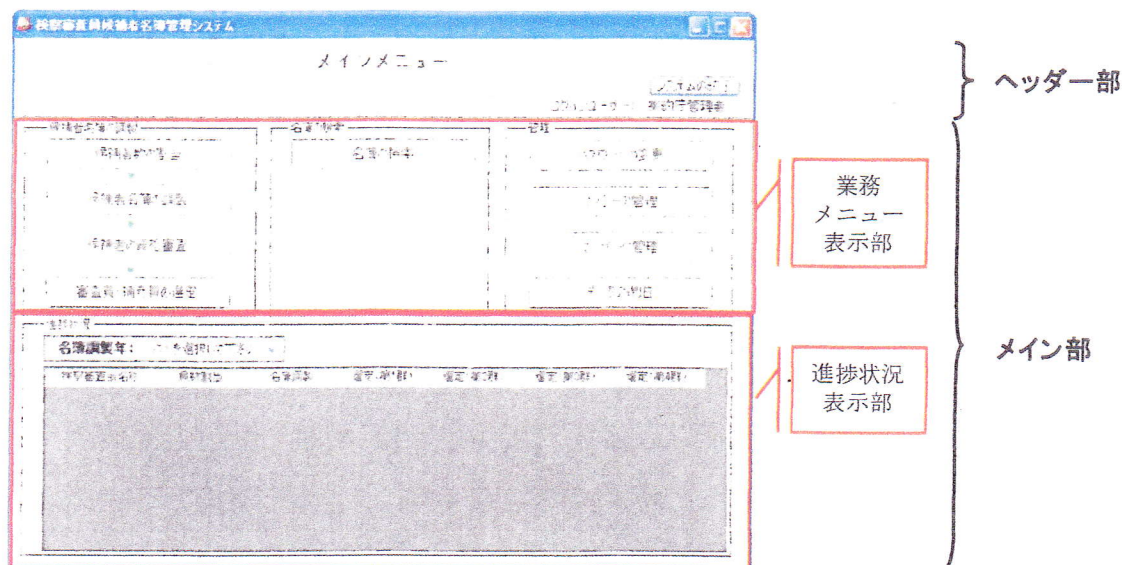


図 (a) メインメニュー画面

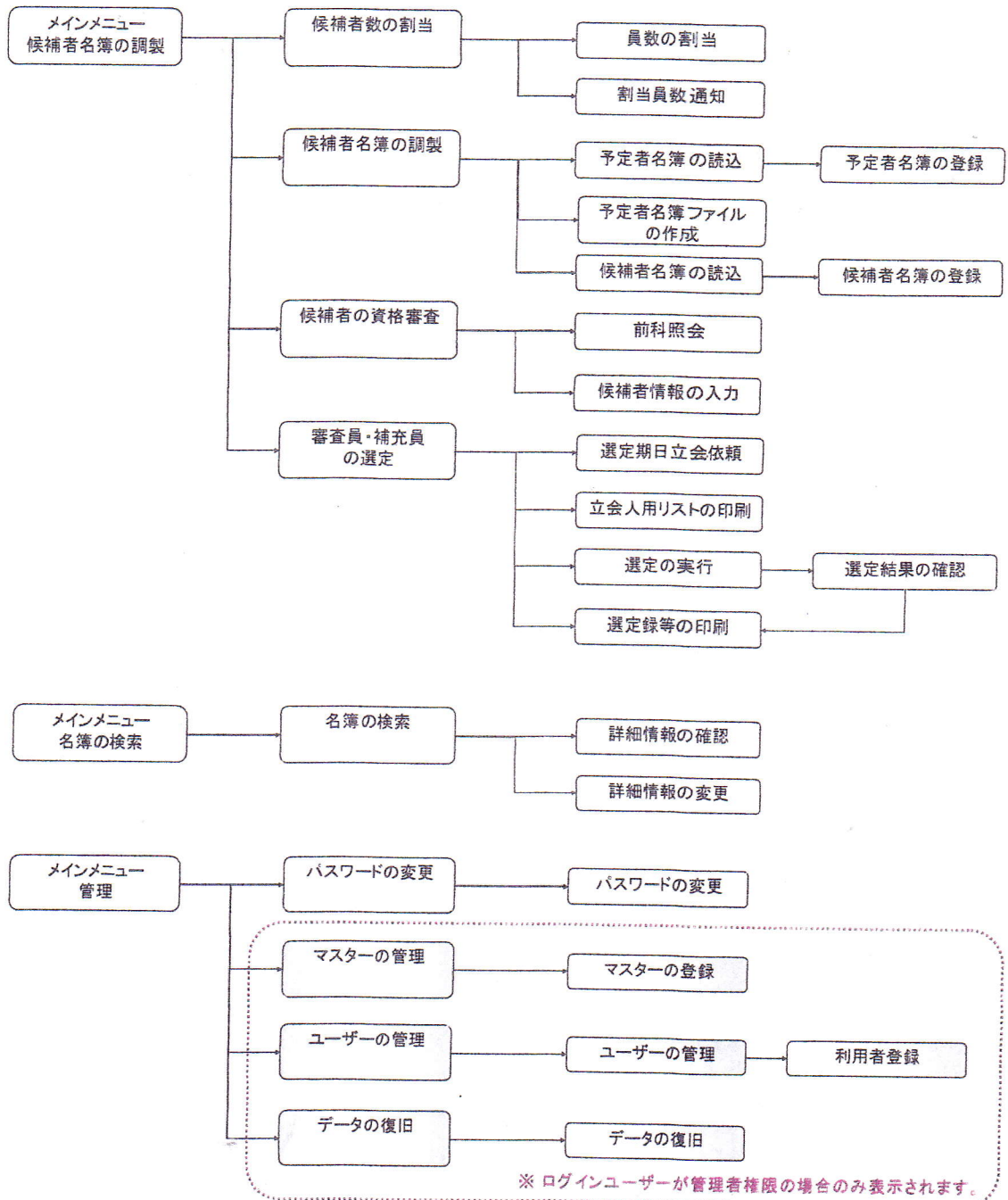
メインメニュー画面は、ログイン後に表示されるトップ画面です。メイン部は、業務メニュー表示部と、進捗状況表示部から構成されます。

業務メニュー表示部では、ログインユーザーの権限に応じた業務メニューが表示されます。業務メニュー表示部は、「候補者名簿の調製」、「名簿の検索」、「管理」の分類で表示されます。

進捗状況表示部では、選択した名簿調製年の「員数割当」、「名簿調製」、「選定」業務の進捗状況が、ログインユーザーの属する検察審査会ごとに表示されます。

以降、本システムの画面マップについて説明します。

① 本システムの画面マップ
 メインメニュー画面より、移る画面は以下のとおりです。



3 候補者名簿の調製

[1] 候補者名簿の調製とは

候補者名簿の調製では、予定者名簿の登録、予定者名簿ファイルの作成、候補者名簿の調製を行います。

予定者名簿の登録では、各選挙管理委員会から送付された zip 形式の候補者予定者名簿の読み込みを行います。候補者予定者名簿が、群別に作成されている場合、検察審査会・選挙管理委員会・名簿調製群を選択し、読み込みを行います。候補者予定者名簿が、群別に作成されていない場合、検察審査会・選挙管理委員会を選択し、読み込みを行います。読み込みを行う際に、群情報は自動的に割当てられます。

読み込んだ候補者予定者名簿情報が予定者名簿の登録画面に表示されます。内容を確認後、候補者予定者名簿の登録・更新を行います。

予定者名簿ファイルの作成では、最高裁判所に送付する候補者予定者名簿ファイルを zip 形式で出力します。予定者名簿の登録を行った選挙管理委員会を管轄する検察審査会ごとに予定者名簿ファイルは作成されます。

候補者名簿の調製では、最高裁判所から送付された zip 形式の候補者名簿の読み込みを行います。候補者名簿ファイルは、検察審査会ごとに読み込みを行います。

読み込んだ候補者名簿情報が候補者名簿の登録画面に表示されます。内容を確認後、候補者名簿の登録を行います。

以降、候補者名簿の調製についてシステム操作方法を説明します。

(a) 予定者名簿の登録を行う

① 検察審査員候補者名簿管理システムへログインします。

「ログインID」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

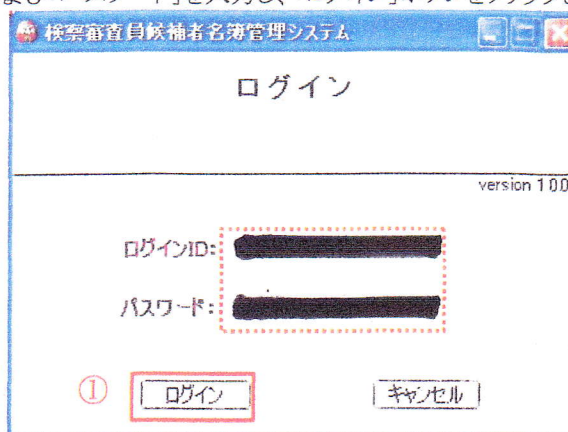


図 ① ログイン画面

2 候補者数の割当

[1] 候補者数の割当とは

候補者数の割当とは、審査員候補者数の割当を行う業務です。
候補者数の割当では、員数の割当および割当員数通知を行います。

員数の割当では、名簿調製年・検察審査会ごとに、各選挙管理委員会の選挙人名簿被登録者数を登録します。検察審査会ごとに、管轄選挙管理委員会全ての選挙人名簿被登録者数を登録した時点で、検察審査員候補者割当員数が算出されます。

割当員数の通知では、検察審査員候補者割当員数が算出された検察審査会に対し、「検察審査員候補者割当員数通知書」および「検察審査員候補者割当員数一覧」の印刷を行います。

以降、候補者数の割当についてシステム操作方法を説明します。

(a) 員数の割当を行う

- ① 検察審査員候補者名簿管理システムへログインします。
「ログインID」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

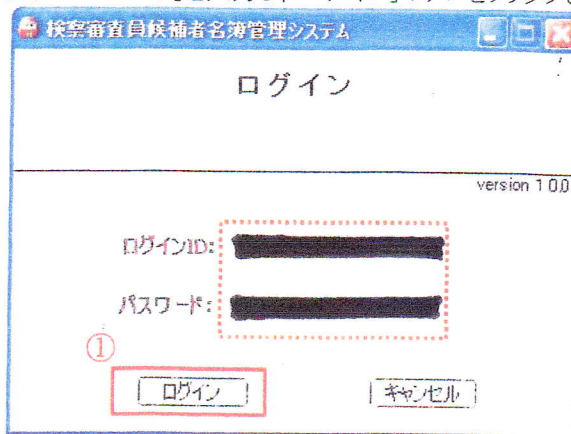


図 ① ログイン画面

- ② メインメニュー画面が表示されます。
候補者名簿の調製枠内の「候補者数の割当」ボタンをクリックします。

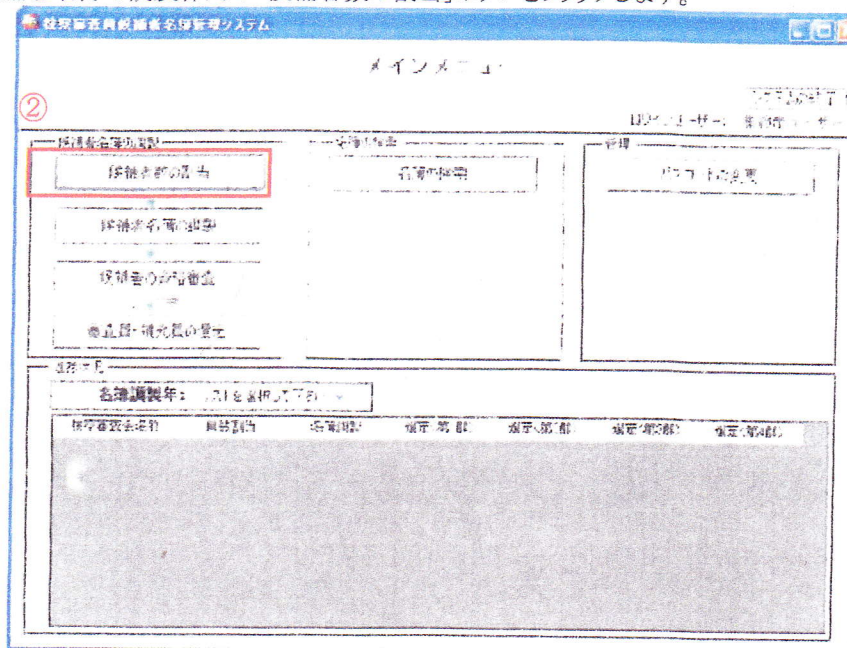


図 ② メインメニュー画面

4 候補者の資格審査

[1] 候補者の資格審査とは

候補者の資格審査とは、候補者の欠格事由等の調査を行う業務です。
候補者の資格審査では、前科照会、候補者情報の入力を行います。

前科照会では、検察庁に送付する「前科照会書」、前科照会書の別紙となる「検察審査員候補者一覧」の印刷を行います。前科照会は、全ての候補者が対象となります。

候補者情報の入力では、システムに登録されている候補者の各種ステータス(「前科」・「欠格」・「就職禁止」・「辞退申出」・「選管通知」)の登録・更新を行います。

また、検察審査会に送付する「検察審査員候補者資格審査リスト」の印刷を行います。候補者資格審査は、各種ステータスが変更されている候補者が対象となります。「検察審査員候補者資格審査リスト」を被集約庁へ送付します。

被集約庁送付を受けた「検察審査員候補者資格審査リスト」の審査結果に基づいて、「辞退事由承認等」ステータスを変更します。ここで、「承認」または「確認」ステータスとなった候補者は、選定対象除外者となります。

以降、候補者の資格審査についてシステム操作方法を説明します。

(a) 前科照会を行う

- ① 検察審査員候補者名簿管理システムへログインします。
「ログイン ID」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

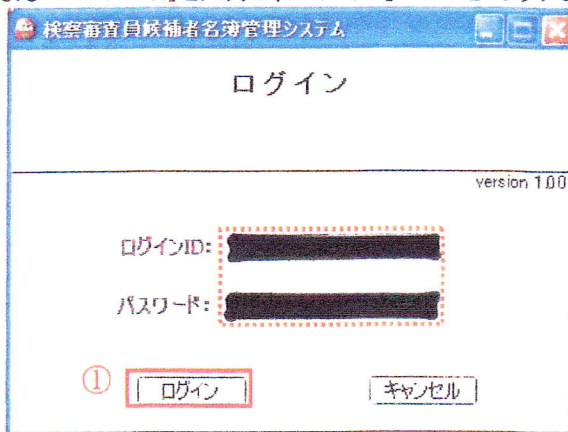


図 ① ログイン画面

5 審査員・補充員の選定

[1] 審査員・補充員の選定とは

審査員・補充員の選定とは、検察審査員および補充員の選定、追加補充員の選定を行う業務です。

審査員・補充員の選定では、選定期日立会依頼、立会人用リストの印刷、選定の実行および選定録等の印刷を行います。

選定期日立会依頼では、裁判所・検察庁に送付する「選定期日立会依頼書」の印刷を行います。検察審査会・名簿調製群ごとに「選定期日立会依頼書」の印刷を行います。

立会人用リストの印刷では、選定立会者である判事・検事に選定期日で席上配布する「検察審査員候補者リスト(立会人用)」の印刷を行います。選択された検察審査会・名簿調製群の候補者情報を表示し、表示されている内容について「検察審査員候補者リスト(立会人用)」の印刷を行います。

選定の実行では、検察審査員および補充員の選定をくじで行います。

選定する検察審査会の検察審査員候補者名簿から、すでに検察審査員・補充員に選定された者、前科のある者、その他欠格事由のある者、就職禁止事由のある者、選管から異動通知を受けた者及び辞退事由の承認を受けた者を除外した候補者情報を抽出し、画面に表示します。

抽出された結果から、選定の種類(「検察審査員/補充員」・「追加補充員」)、及び、選定対象人数を入力し、選定の実行を行います。選定は必ず一人ずつ行います。

選定結果を選定結果の確認画面に表示します。

選定録等の印刷では、指定された検察審査会・調製群の「検察審査員及び補充員選定録」、「検察審査員及び補充員名簿」、「選定通知及び招集状」の印刷を行います。

名簿調製年・検察審査会名称・名簿調製群・選定年月日等を指定し、選定結果が記載された「検察審査員及び補充員選定録」の印刷を行います。

名簿調製年・検察審査会名称・名簿調製群・選定年月日等を指定し、選定された「検察審査員及び補充員名簿」の印刷を行います。

名簿調製年・検察審査会名称・名簿調製群・選定年月日等を指定し、選定された審査員・補充員分の「選定通知及び招集状」の印刷を行います。

以降、審査員・補充員の選定についてシステム操作方法を説明します。

(a) 選定期日立会依頼を行う

- ① 検察審査員候補者名簿管理システムへログインします。
「ログイン ID」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

図 ① ログイン画面

第5章 付録

1 初年度運用

[1] 初年度運用とは

初年度運用とは、本システム導入後、初年度(平成 21 年)のみに適用する運用です。

本システム導入後、初年度に全国で 201 カ所ある検察審査会について、50 カ所を廃止・統合し、9 都市の大規模地裁管内で計 14 カ所が新設されます。

そこで、統廃合が行われる 50 カ所の検察審査会については、初年度第 1 群のみの員数割当計算を別に実施する必要があります。本来であれば、1 検察審査会に対し、4 群全て揃わないと員数割当計算は行えませんが、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令附則第 5 条により、廃止庁においては、第 1 群のみ別に、最高裁判所より送付された「割当員数計算用のエクセル表(廃止庁用)」を使用し、1 群のみの員数割当計算を行います。

以降、初年度運用の員数割当について、説明します。初年度以降は、第 2 章 2 [1] (a) 員数の割当を行う の手順とおりに行ってください。

(a) 員数の割当(廃止庁用)を行う

- ② 検察審査員候補者名簿管理システムへログインします。
「ログイン ID」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

図 ① ログイン画面